

向日市国民健康保険事業計画書

令和4年度

市民サービス部 医療保険課

令和４年度 向日市国民健康保険事業計画 重点事項

国民健康保険は昭和３６年の制度創設以来、国民皆保険を支える医療保険制度として、社会保障及び国民保健の向上に寄与してきました。その後、半世紀が経ち、我が国の人口構造や社会のさまざまな状況が変化する中、国保は低所得者や高齢の方が非常に多いという構造上の問題や財政基盤の不安定性が大きく指摘されるようになりました。

このため国は、これまで各市町村で行ってきた国保の財政運営を平成３０年度から都道府県を中心とした新たな仕組みとし、適正な負担水準とされる「標準保険料」を公表するなど、負担の公平性と制度の持続性を高める改革を行いました。

このような中、本市の国保においては、医療費の負担が年々増加する一方、保険料率を長年据え置いていたため、財源不足が常態化し、決算補填を目的とした一般会計からの繰入金で財源不足を賄う不健全な状態に陥っていました。このため、平成２９年度から保険料の見直しに着手し、加入者への急激な負担増を招かないよう、３年間にわたる段階的な保険料の改定を行いました。

その結果、令和元年度に前期高齢者交付金の精算返還金分を一般会計から繰り入れることとなったものの、令和２年度には標準保険料の水準に追いつきました。しかしながら、今年度においては、急激に標準保険料が引き上げられたことや京都府からの借入金の返済額が増加したため、一般会計から法定外の繰入を行うことで、保険料の急激な増加を緩和することといたしました。

今後におきましても、京都府からの借入金令和３年度末で約２億５千万円残っており、依然として非常に厳しい財政運営を強いられています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に広がり、収まりが見えない中、本市の国保の被保険者についても収入が大幅に減少するなど、経済的に大きなダメージを受けているところです。

このため、今年度においても、国保財政の健全化に向けた取組みを引き続き進めることはもとより、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困っている被保険者への支援が必要であると考えています。

こうしたことから、令和４年度における事業計画をここに策定し、特に重点的に取り組むべき事項として、３つの重点事項を掲げるものです。

重点事項

１．新型コロナウイルス感染症による影響を受ける被保険者への支援

- （１）保険料の減免・徴収猶予
- （２）傷病手当金の支給

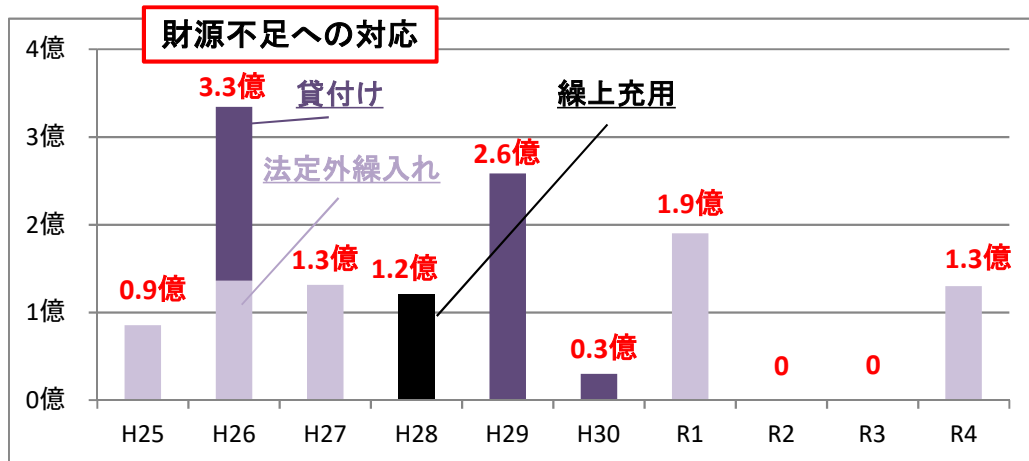
２．医療費の適正化

- （１）医療費適正化の普及・啓発
- （２）後発医薬品の使用率向上

３．国保財政の健全化

- （１）保険料収入の確保
- （２）補助金の獲得
- （３）償還金の返済

参考資料１ 本市国保の財源不足の状況（平成２５年以降）



※R4は予算額

※H25に市国保の基金が枯渇

法定外繰入れ・・・市の一般会計から国保会計へ資金を移すこと

貸 付 け・・・京都府が保有する基金からの借入れ

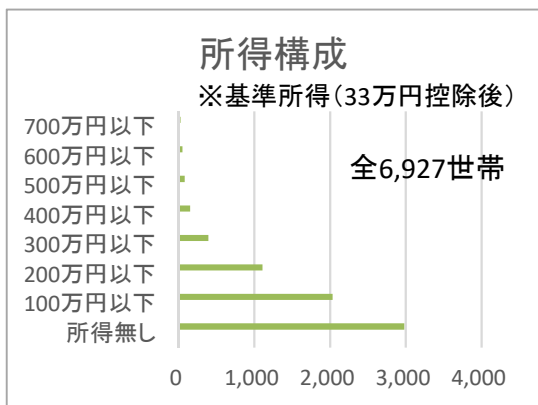
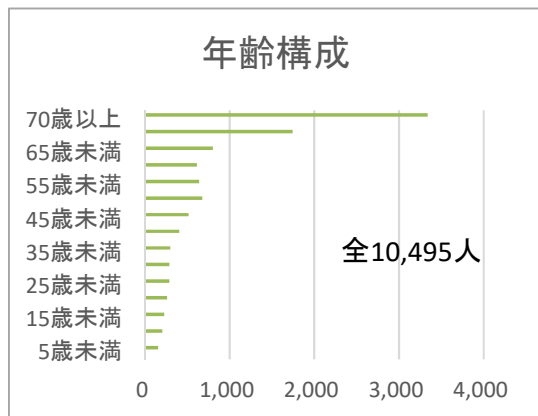
繰 上 充 用・・・年度末に生じた赤字を次年度の会計から資金を移すこと

参考資料２ 国保の構造上の問題

高齢者や低所得者の加入者が多い

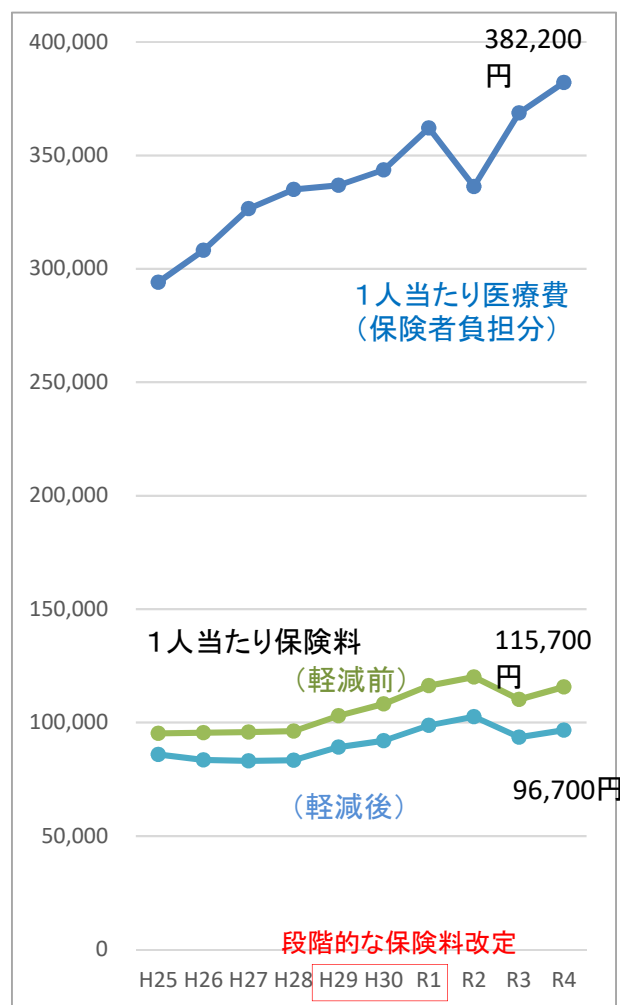


1人当たりの平均所得が低く、保険料負担率が高い



※R2年度末

参考資料３ 一人当たり医療費と保険料の推移



※医療費は年度末現在（R3、R4は予算ベース）

※保険料は当初賦課（6/1）現在（R4は予算ベース）

重点事項 1. 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける被保険者への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が被保険者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、国保の保険料収入にも大きく影響しています。

国の財政支援を最大限に活用し、保険料の軽減などを図ることが、被保険者の経済的負担の軽減だけでなく、国保制度を維持していく上でも重要だと考えています。

今年度においても、次の制度を積極的に活用することにより、被保険者を支援します。

(1) 保険料の減免・徴収猶予

ア 保険料の減免

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減少した方等に対する保険料の減免を市町村が行った場合に、国基準に基づき減免した一定額を財政措置することとされました。

国保の被保険者には自営業者やフリーランスの方が多く、今回の感染症の感染拡大に伴い、既に多くの方が前年に比べ収入が大幅に減少している状況となっています。

本市においても国の財政支援を最大限に活用して、これらの被保険者に対して減免を行うとともに、取りこぼすことのないよう支援ができるよう、制度の周知を図っていきます。

対象

- ① 感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯（所得制限あり）

対象となる保険料

○令和3年度及び令和4年度の保険料

※減少が見込まれる収入に係る前年の所得額の割合分のみが減免対象

減免割合

前年の合計所得金額に応じて2割～10割

広報計画

○広報むこう6月号、市ホームページに掲載

○保険料決定通知に同封し、案内チラシを送付

イ 保険料の徴収猶予

感染症の影響により保険料の納付が困難になった場合、保険料を最大6か月（再申請により最大で2年間）、徴収猶予することとし、猶予期間中の延滞金を減免します。

(2) 傷病手当金の支給

被保険者が感染又は感染が疑われ、労務に服することができなかった場合、その日数に応じて傷病手当金を給付することで、仕事を休みやすい環境を整備します。

支給額

支給額 = 一日当たりの支給額 × 支給対象日数

※一日当たりの支給額＝直近の3月間の給与収入の合計÷勤労日数×2/3

広報計画

○市ホームページに掲載

○保険料決定通知に同封し、案内チラシを送付

参考資料 4 保険料減免の状況

(単位：千円)

		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
新型コロナ減免	現年度分	106	16,262	230	48,922	—	—
	過年度分	14	1,623	185	6,662	—	—
その他減免		327	10,222	325	10,194	349	10,495
合計		447	28,107	740	65,778	349	10,495

※年度末現在

参考資料 5 徴収猶予の状況

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
	件数	件数	件数
徴収猶予	24	56	43

※年度末現在

参考資料 6 傷病手当金の支給状況

(単位：円)

		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
傷病手当金		1	27,360	0	0	—	—

※年度末現在

重点事項 2. 医療費の適正化

国民健康保険を健全に運営するためには、一人でも多くの方が健康な状態をより長く維持するとともに、必要な医療サービスが必要な時に適切に受けることができるよう、すべての加入者が正しい知識をもって医療を利用していただくことが重要です。

同一の病気やけがで複数の医療機関を利用し続けたり、過度な診療による度重なる検査や薬の服用等は、本人の健康を害する恐れがあるだけでなく、円滑な医療の提供体制に支障を来したり、全体の医療費を押し上げる原因にもつながります。

今年度は、次の取り組み等を通じて、医療費の適正化に向けた知識の普及や啓発に取り組めます。

(1) 医療費適正化に関する冊子等の配布

内 容	サイズ	部数	配布方法
医療費の適正化	A 4 両面	8,000部	保険料の決定通知書(6月中旬)に同封
接骨院等の正しい利用のしかた	B 5 4ページ	4,200部	70歳到達時の高齢受給者証に同封(毎月) 高齢受給者証の一斉更新時(8月)に同封
第三者行為に関する受診に係る届出	B 5 両面	4,200部	70歳到達時の高齢受給者証に同封(毎月) 高齢受給者証の一斉更新時(8月)に同封
柔道整復療養費	A 4 両面	1,000部	接骨院等の利用者への文書照会時(毎月)に同封

※医療保険課カウンターや高額療養費等の支給決定通知書等にも随時同封します。

(2) 後発医薬品の使用率向上

先発医薬品から後発医薬品に切り替えることにより、本人の自己負担が軽減されるだけでなく、医療費全体を押し下げることとなり、医療保険制度の安定につながります。

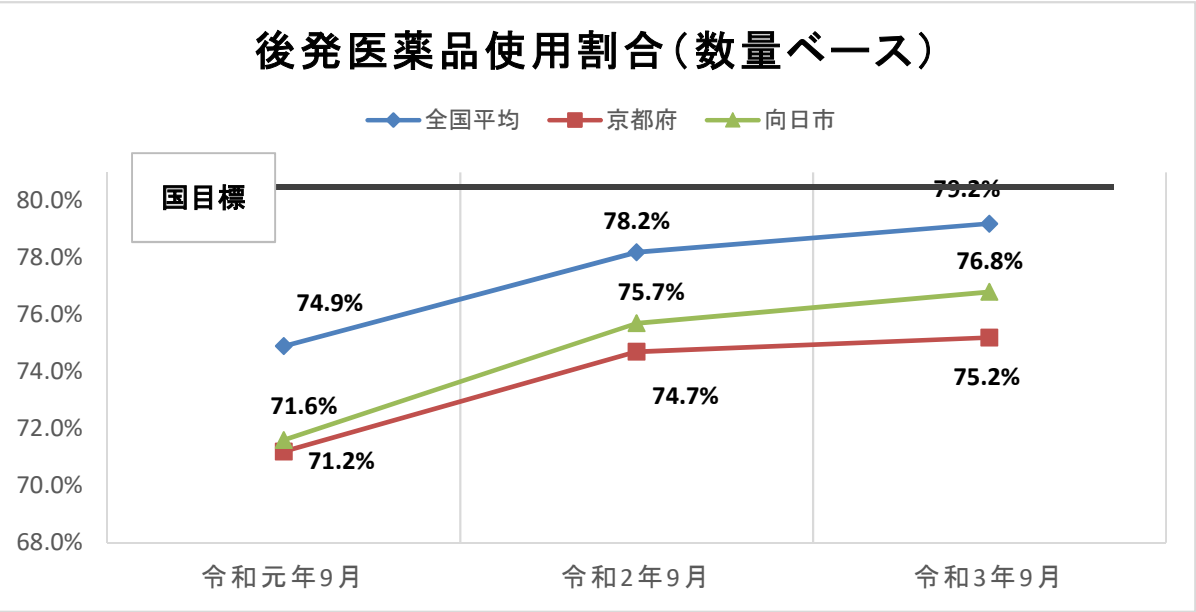
今年度においても、レセプトデータを活用し自己負担額の軽減が見込まれる方に対し、「後発医薬品差額通知」を送付し、使用率の向上を図ります。

対象者：0歳～73歳、削減可能額が3ヶ月累計で1,000円(10割) 以上見込まれる方
約1,000人

参考資料 7 医療費の状況（全国・府内との比較）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
向日市の1人当たり医療費(実績)	A	345,216円	364,337円	336,087円
向日市の各年齢層の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費	B	320,084円	331,779円	326,885円
年齢調整後の医療費指数	A ÷ B	1.0785	1.0981	1.0282
	府内順位 (高い順)	1位/15市 3位/26市町村	4位/15市 5位/26市町村	8位/15市 13位/26市町村

参考資料 8 後発医薬品の使用割合（向日市国保）



重点事項 3. 国保財政の健全化

非常に厳しい財政運営を強いられている本市国保においては、適正な保険料率の設定に加え、保険料収入率の向上や保険者努力支援制度等の補助金の獲得など、より多くの収入を確保することで、制度の安定を図っていく必要があります。

今年度は、次の取り組みを中心に、国保財政の健全化を目指します。

(1) 保険料収入の確保

保険料収入の確保は、安定的な財政運営を支えるだけでなく、負担の公平性を確保することにもつながります。収納率のさらなる向上に取り組むとともに、きめ細かい対応による滞納整理を実施し、保険料収入の確保に努めます。

		H28	H29	H30	R1	R2
現 年 度	収納率	95.91%	96.26%	96.76%	96.43%	96.03%
	滞納世帯数	642	616	614	576	541
	未収金	4,502万円	4,181万円	3,678万円	3,727万円	4,027万円
過 年 度	収納率	13.67%	15.98%	18.70%	18.65%	25.63%
	収入額	3,166万円	3,387万円	3,649万円	3,265万円	4,198万円
	不納欠損額	3,066万円	2,389万円	1,423万円	1,632万円	815万円
滞納処分(差押等)		10件	21件	12件	26件	19件

(2) 補助金の獲得

平成30年度の国保の広域化を機に、健康づくりや医療費の適正化、保険料収納率の向上など保険者のインセンティブが有効に機能するよう、国や都道府県の補助金のあり方が大きく見直されました。(保険者機能の強化)

事業の経費を助成する従来型の補助金に加え、努力や成果に応じた新たな補助金(国・保険者努力支援制度、府・2号繰入金(事業評価分))を獲得します。

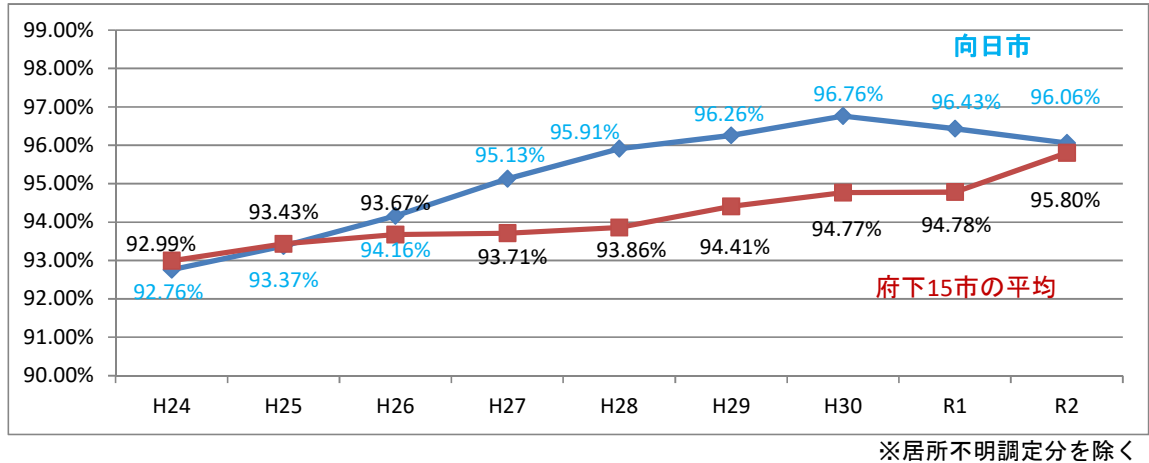
【歳入 3款】府支出金	補助対象	R3交付額
1. 保険給付費等交付金(普通分)	医療費	37.6億円
2. 保険給付費等交付金(特別分)		1.1億円
ア(国) 特別調整交付金	事業経費	2,267万円
イ(国) 特定健康診査等負担金	事業経費	1,482万円
ウ(国) 保険者努力支援制度	努力・成果	2,145万円
エ(府) 2号繰入金・事業実施分	事業経費	402万円
オ(府) 2号繰入金・事業評価分	努力・成果	4,447万円

(3) 償還金の返済

平成26、29年度に広域化等支援基金から、平成30年度には財政安定化基金から京都府の貸付けを受けており、令和3年度末時点で約2億5千万円の償還残高があります。

基金の最終返還期限が令和5年度と定められており、残り2年度間ですべて返還しなければなりません。一般会計からの繰入額を増やすことにより、この影響で保険料率が急激に上昇しないよう、安定的な制度運営を行っていきます。

参考資料 9 保険料収納率（現年度）の推移



参考資料 10 補助金等の獲得状況

保険者努力支援制度				R1		R2		R3	
項 目				配点	実績	配点	実績	配点	実績
共通指標	①	(1) 特定健診受診率		50	20	70	20	70	20
		(2) 特定保健指導実施率		50	50	70	70	70	20
		(3) メタボ該当者・予備群の減少率		50	0	50	0	50	0
	②	(1) がん検診受診率		30	0	40	0	40	5
		(2) 歯周疾患（病）検診		25	25	30	20	30	15
	③	重症化予防の取組		100	100	120	120	120	90
	④	(1) 個人へのインセンティブ提供		70	70	90	60	90	90
		(2) 個人への分かりやすい情報提供		20	20	20	20	20	15
	⑤	重複服薬者に対する取組		50	50	50	50	50	45
	⑥	(1) 後発医薬品の促進の取組		35	35	10	10	10	10
		(2) 後発医薬品の使用割合		100	0	120	0	120	0
国保固有指標	①	収納率向上		100	60	100	70	100	55
	②	データヘルス計画の取組		50	50	40	40	40	40
	③	医療費通知の取組		25	5	25	25	25	25
	④	地域包括ケアの推進		25	25	25	25	30	20
	⑤	第三者求償の取組		40	35	40	31	40	26
	⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況		60	42	95	72	95	48
	体制構築加算（基礎点）		40	40					
	合 計（点）		920	627	995	633	1,000	524	
全 国 順 位（位）				1,741	345	1,741	429	1,741	1,054
交付額（億円・千円）				500億	23,889	500億	25,311	500億	20,140

R3平均点：全国市町村558.80点、府内市町村463.12点

(府) 2号繰入金・事業評価分		R1	R2	R3
項 目		交付額(実績)	交付額(実績)	交付額(実績)
表ケ	① 経営評価	13,780千円	22,077千円	21,571千円
	② レセプト点検	0千円	1,250千円	6,250千円
	③ 医療費通知	659千円	968千円	942千円
	④ 保険料収納率	11,500千円	8,000千円	8,000千円
	⑥ 特定保健指導	6,000千円	6,000千円	6,000千円
	⑤ 精神通院医療対策	1,368千円	1,417千円	1,710千円
合 計（点）		33,307千円	39,712千円	44,473千円

参考資料 11 貸付金の状況

※計画変更後（令和3年12月）

貸付け	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	償還方法(原則)
① 198,086千円	2.0億		-0.4億	-0.4億	-0.4億	-0.4億	-0.3億	-0.1億			39,617千円 × 5回
② 258,400千円				2.6億				-0.2億	-1.2億	-1.2億	51,680千円 × 5回
③ 33,798千円					0.3億		-0.1億	-0.1億	-0.1億		11,266千円 × 3回